

(6) 派遣先に対する男女雇用機会均等法の適用 (労働者派遣法第47条の2)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例)

第47条の2 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第9条第3項、第11条第1項、第11条の2第2項、第11条の3第1項、第11条の4第2項、第12条及び第13条第1項の規定を適用する。この場合において、同法第11条第1項及び第11条の3第1項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

労働者派遣が行われる場合においては、派遣先もまた、均等法に定められた妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等（P.28～32）、職場におけるセクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置及び職場における妊娠・出産等に関するハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置（P.33～43）や妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置（P.44～47）についての規定が適用されます。